（特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（財務諸表等の備置き及び閲覧等） **第四条の六**　［略］ ２　資格講習受講者その他の利害関係人は、指定資格講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定資格講習機関の定めた費用を支払わなければならない。 一～三　［略］ 四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 イ　［略］ ロ　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	（財務諸表等の備置き及び閲覧等） **第四条の六**　［略］ ２　資格講習受講者その他の利害関係人は、指定資格講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定資格講習機関の定めた費用を支払わなければならない。 一～三　［略］ 四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 イ　［略］ ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
備考　表中の［　］は注記である。	

（深海底鉱業暫定措置法施行規則の一部改正）

第十八条　深海底鉱業暫定措置法施行規則（昭和五十七年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条から第二十九条までを削る。

様式第十五から様式第二十八までを削る。

（航空機工業振興法施行規則の一部改正）

第十九条　航空機工業振興法施行規則（昭和六十一年通商産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第二十四条**　第九条第一項の航空機等技術向上試験研究認定申請書及び同条第二項の添付書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項において同じ。）を提出することにより行うことができる。 ２　次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。 一～四　［略］ ［削る］	（フレキシブルディスクによる手続） **第二十四条**　第九条第一項の航空機等技術向上試験研究認定申請書及び同条第二項の添付書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を様式第四により記録したフレキシブルディスク及び様式第五のフレキシブルディスク提出票の正本一通及び写二通を提出することにより行うことができる。 ２　次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。 一～四　［略］
（フレキシブルディスクの構造） **第二十五条**　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ ［削る］	（フレキシブルディスクの構造） **第二十五条**　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
（フレキシブルディスクの記録方式） **第二十六条**　第二十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式 三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式	（フレキシブルディスクの記録方式） **第二十六条**　第二十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式 三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式